

意見書

西企営第75号

平成23年8月22日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号

540-8511

住所

おおさか府おおさかしちゅうおうくばんぼちょう ばんごう
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び

にしにっぽんでんしん でんわがぶしきがいは
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名

代表取締役社長 おおたけ しんいち
大竹 伸一

連絡先

TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]

「電気通信事業分野における競争状況の評価2010（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

領域	頁	意見
I 固定電話 領域	16	<p>第2章 固定電話領域における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>(1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>(ロ) 新型直収電話サービスを提供するにはN T T東西の未利用のメタル加入者回線（いわゆるドライカップ）を利用することが必要であり、競争事業者はN T T東西に対してドライカップの接続料を支払う。</p> <p>(ハ) また、N T T東西の未利用の光ファイバ（いわゆるダークファイバ）を利用してO A B J－I P電話を提供するという接続形態もあり、この場合、競争事業者はN T T東西に対してダークファイバの接続料を支払う。</p> <p>(二) 代表的な事例として、前者の新型直収電話に関するドライカップの接続料の推移を見ると、ここ数年上昇傾向にあったが、11年度は低下している（図表I－14）。また、後者のダークファイバの接続料の推移を見ると11年度より低下している（図表I－15）。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N T T東西のダークファイバの接続料については、当社のシェアドアクセス（主端末回線）は07年度から、シングルスターは08年度から低下しており、また、シェアドアクセス（分岐端末回線）についても、04年度から低下しています。 ・ したがって、「ダークファイバの接続料の推移を見ると11年度より低下している」という表現については、「N T T東西のシェアドアクセスについては、主端末回線は07年度から、分岐端末回線は04年度から、シングルスターについては08年度から低下しており、11年度以降も低下傾向にある。」に修正いただきたいと考えます。 ・ また、あわせて、【図表I－15 ダークファイバ接続料の推移】（P17）についても、下表のとおり修正していただきたいと考えます

	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度
東日本(シングルスター)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,610	4,610	4,610	4,194	3,568	3,380
西日本(シングルスター)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,932	4,932	4,932	4,784	4,578	3,426
東日本 (シェアドアクセス)	主端末回線	5,044	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	4,576	4,260	4,240	4,179	3,756	2,982
	分岐端末回線	613	763	763	562	526	511	486	426	408	350	310	-
西日本 (シェアドアクセス)	主端末回線	5,044	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,587	4,522	4,493	4,368	4,298	3,010
	分岐端末回線	613	763	763	568	543	520	513	451	433	382	354	-

I
固定電話
領域

18

第2章 固定電話領域における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価

(1) 市場支配力の存在

【総務省案】

以下の判断要素を総合的に勘案し、10年度における固定電話市場（NTT東西加入電話、直収電話、CATV電話及びOABJ-IP電話）においては、NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。

- ① 固定電話市場においては全体の市場の規模（契約数）が減少傾向にあるが、NTT東西加入電話、直収電話が減少、CATV電話が横ばいとなる一方、光ファイバを用いるOABJ-IP電話の契約数は増加傾向にある。
- ② このような中、固定電話市場におけるNTT東西の市場シェアは近年減少傾向にあるものの、11年3月末時点で80.8%となっており、他の競争事業者のシェアとの差は大きく（HHIの値は6,643）、依然として市場において大きな存在である。
- ③ また、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中、NTT東西は設備面でも、11年3月末時点でメタル回線数における設備シェアは99.9%、また、光ファイバ回線数におけるシェアを見ると77.2%となっており、大きなシェアを占めている。
- ④ このため、競争事業者がサービスを提供する際、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に関する各種手続等を通じてNTT東西は他の競争事業者に影響を与えることが可能である。

		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N T T 東西の加入電話については、その沿革、歴史を反映して、固定電話市場（加入部分）におけるシェアが高いことは事実ですが、現に競争事業者の事業戦略や営業活動の結果、光ファイバを用いる O A B J - I P 電話の進展等により、N T T 東西の固定電話（加入部分）のシェアは「1 1 年 3 月末に 8 0 . 8 %」（前年同期 8 2 . 8 %）と低下を続けています。 ・ また、固定電話（加入部分）においては、不可欠設備を保有していることによる弊害を除去し、小売市場での公正な競争環境を整備するために、第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務など各種の規制が適用されていることから、N T T 東西が固定電話市場（加入部分）において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっています。 ・ 以上のことから、そもそも N T T 東西が「市場支配力を行使しうる地位にある」という評価自体が成り立たないと考えます。
<p>I 固定電話 領域</p>	<p>19</p>	<p>第 2 章 固定電話領域における主要指標の分析及び競争状況の評価 第 2 節 競争状況の評価</p> <p>(3) 今後の注視事項</p> <p>【総務省案】</p> <p>① 特に、ブロードバンド市場の中心サービスである F T T H については、事業者間の設備競争とともに、サービス競争の動向も十分に把握していく必要があり、例えば O A B J - I P 電話と F T T H サービスとのセット販売、N T T 東西の N G N（次世代ネットワーク）の機能を活用した F T T H サービス（フレッツ）と組み合わせて他事業者が提供する I S P サービスなど、固定電話市場と他のブロードバンド市場との横断的な分析が不可欠となってきた。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本項目は、固定電話市場とそれに関連するサービスとの関係性を記載する部分であり、固定電話市場と直接関連性のない I S P サービスについて記載する必要はなく、「N T T 東西の N G N（次世代ネットワーク）の機能を活用した F T T H サービス（フレッツ）と組み合わせて他事業者が提供する I S P サービス」の記載は削除いただきたいと思います。

<p>I 固定電話 領域</p>	<p>32</p>	<p>第2章 固定電話領域における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>(1) 単独又は複数の事業者による市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、2010年度における中継電話市場においては、NTTグループが単独又はNTTグループが複数の事業者と協調して市場支配力を有する地位にあると評価する。</p> <p>中継電話市場におけるシェア1位のNTTグループのシェアは、11年3月末時点で、市内で74.2%、県内市外で72.7%、県外で71.9%、国際で66.5%となっており、国際以外は減少しているものの、依然として他の競争事業者とのシェアの差は大きく、また、シェアの推移に大きな変化はない。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社およびNTTコミュニケーションズ殿はともにNTT持株会社の100%子会社であることは事実ですが、当社とNTTコミュニケーションズ殿はそれぞれ独立した企業として、自らの経営判断のもとで事業展開しており、競争評価上、「NTTグループ」として一括りにすることは妥当性を欠くものと考えます。
--------------------------	-----------	---

<p style="text-align: center;">Ⅲ インター ネット接 続領域</p>	<p style="text-align: center;">15</p>	<p>第2章 ブロードバンド市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>(1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、NTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現在の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールが存在なしには、契約数シェア1位のNTT東西が単独で価格及びその他の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西日本エリアにおいては、近畿エリア等において電力系事業者が活発な事業展開を行っており、また、CATVブロードバンド市場についても、特に三重県、富山県、福井県等において非常に積極的な事業展開を行っています。 ・その結果、西日本エリアの固定ブロードバンド市場（FTTH、CATVおよびDSL市場）においては、13府県において、当社のシェアが50%を下回っており、各地において電力系事業者やCATV事業者との熾烈な競争が展開されております。【別添1】 ・とりわけ滋賀県・奈良県のFTTH市場においては、H22年度第1四半期から第4四半期にかけて、市場全体の純増数にしめる当社シェアは減少を続けており、第4四半期には滋賀県において20%を下回る水準にまで低下しております。 ・このように、ブロードバンド市場においては、多種多様な事業者が参入し、都道府県毎に活発な競争が繰り広げられており、NTT西日本は市場支配力を行使しうる地位にありません。 ・また、ブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するためには、こうした都道府県毎の多様な競争の実態を分析することが不可欠であると考えます。 <p>【滋賀県、奈良県におけるFTTHの当社純増シェアの推移】</p> <table border="1" data-bbox="772 1206 1834 1358" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 第1Q</th> <th>H22 第2Q</th> <th>H22 第3Q</th> <th>H22 第4Q</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>39%</td> <td>31%</td> <td>25%</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>45%</td> <td>39%</td> <td>36%</td> <td>22%</td> </tr> </tbody> </table>		H22 第1Q	H22 第2Q	H22 第3Q	H22 第4Q	滋賀県	39%	31%	25%	19%	奈良県	45%	39%	36%	22%
	H22 第1Q	H22 第2Q	H22 第3Q	H22 第4Q													
滋賀県	39%	31%	25%	19%													
奈良県	45%	39%	36%	22%													

<p style="text-align: center;">Ⅲ インターネット 接続領域</p>	<p style="text-align: center;">36</p>	<p>第3章 F T T H市場の主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力 (1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、N T T東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① F T T H市場全体におけるN T T東西の契約数シェアは11年3月末時点で74.4%（対前年比増減なし）となっており、F T T H全体の契約数が引き続き増加傾向にある中で、引き続き高いシェアを維持している。他方、電力系事業者のシェアは、09年3月末において11.1%までシェアを伸ばしたものの、10年3月末には9.2%と減少傾向に転じており、11年3月末も横ばいの状況となっている。また、K D D Iのシェアは11年3月末で8.8%となっている。</p> <p>② 設備面で見てもF T T Hに用いられる光ファイバに占めるN T T東西の設備シェアは77.2%（11年3月末）を占めている。競争事業者によるF T T Hのサービス提供は、N T T東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、N T T東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。</p> <p>③ また、地域ブロック別で見ると、関東ブロック、近畿ブロック、四国ブロック及び九州ブロックのようにN T T東西と電力系事業者との競争が見られる地域もある一方、東北ブロック及び北陸ブロックのように電力系事業者がF T T Hに参入しておらず、結果としてN T T東西が契約数シェアにおいて9割前後を占めている地域も存在している。</p> <p>【意見】</p> <p>・ F T T Hを含むブロードバンド市場については、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置することで独自のI P網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、現に、電力系事業者、K D D I 殿、C A T V事業者といった固定系の事業者だけでなく、W i M A XやL T E等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競争が展開されています。</p>
---	---------------------------------------	---

<p>Ⅲ インター ネット接 続領域</p>	<p>37</p>	<p>第3章 F T T H市場の主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力 (2) 市場支配力の行使</p> <p>【総務省案】</p> <p>④ 今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中、ボトルネック性の高い既存のメタル回線での優位性を勘案すれば、ブロードバンド市場の中心になるF T T Hサービスの展開に当たって固定電話市場からF T T H市場へのレバレッジの懸念があると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N T T東西の加入電話については、その沿革、歴史を反映して、固定電話市場（加入部分）におけるシェアが高いことは事実ですが、現に競争事業者の事業戦略や営業活動の結果、光ファイバを用いるO A B J－I P電話の進展等により、N T T東西の固定電話（加入部分）のシェアは「11年3月末に80.8%」（前年同期82.8%）と低下を続けています。 ・ また、固定電話（加入部分）においては、不可欠設備を保有していることによる弊害を除去し、小売市場での公正な競争環境を整備するために、第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務など各種の規制が適用されていることから、N T T東西が固定電話市場（加入部分）において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっています。 ・ 以上のことから、そもそもN T T東西が「市場支配力を行使しうる地位にある」という評価自体が成り立たず、当該市場においてすら行使し得ない市場支配力をもって、F T T H市場等に影響を及ぼすことはあり得ません。
<p>Ⅲ インター ネット接 続領域</p>	<p>38</p>	<p>第3章 F T T H市場の主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項 (1) F T T H市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p>【総務省案】</p> <p>③ (ロ) 設備競争面について見ると、ボトルネック性の高い既存のメタル回線の所有に基づくN T T東西の優位性の下、N T T東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となっている。</p>

		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ F T T Hを含むブロードバンド市場については、線路敷設基盤のオープン化により、参入機会の均等性は確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、自由に事業展開できる環境にあり、当社に優位性はありません。現に電力系事業者、K D D I 殿、C A T V事業者といった固定系の事業者だけでなく、W i M A XやL T E等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競争が展開されています。
<p>Ⅲ インターネット接 続領域</p>	<p>38</p>	<p>第3章 F T T H市場の主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価 3. 今後の注視事項 (1) F T T H市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p>【総務省案】</p> <p>③ (ハ) サービス競争面について見ると、F T T Hは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ O A B J - I P電話との一体となった販売形態などに見られるように固定電話市場との関連性 ・ F M Cなどのサービスに見られるように移動体通信領域との関連性 ・ N T T東西のN G Nを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて他事業者が行うインターネット接続サービスに見られるようなI S P市場との関連性 <p>など、事業者間取引の状況も含め、市場横断的な分析が必要と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社のフレッツ光はお客様が自由にI S Pを選択し、I S P事業者と直接契約するものであり、当社からI S P事業者に対してフレッツ光を提供しているわけではありません。 ・ また、N T T東西以外のF T T H事業者は、当社と同様の形態、あるいはインターネット接続サービスを自社サービスに含めてお客様に提供しており、I S P市場との関連性については、他のF T T H事業者も同様です。 ・ したがって、「N T T東西のN G Nを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて他事業者が行うインターネット接続サービスにみられるような」という記載は不適切であり、削除していただきたいと考えます。

<p style="text-align: center;">Ⅲ インター ネット接 続領域</p>	<p style="text-align: center;">54</p>	<p>第4章 ADSL市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力 (1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>(1) 市場支配力の存在</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、ADSL市場においては、ソフトバンクBBは単独で市場支配力を行使し得る地位にはないが、NTT東西については市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① ADSL市場における11年3月末時点の契約数シェアは、ソフトバンクBBが38.4%(1位)、NTT東西が34.9%(2位)となっている。</p> <p>② 設備面でみると、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西の設備シェアは99.9%を占める。</p> <p>③ 競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が多く、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西は、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、当社設備の利用に係る接続ルールに則り徹底したオープン化を行っていることから、ADSL市場において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっております。 <p>については、「競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が多く、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」との評価は不適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ むしろ、シェア1位であるソフトバンクBB殿に関しては、以下の観点から、市場支配力の有無について分析・評価を更に深める必要があると考えます。 <p>ーソフトバンクBB殿にはNTT東西に課されているような各種規制が課されておらず、ADSL市場において市場支配力を行使する懸念があること</p>
--	---------------------------------------	---

		<p>ー移動体市場で高い競争力を有するソフトバンクモバイル殿と連携して移動と固定のセット割引を展開しており、このような グループ連携などを活用し、移動・固定の両市場において支配力を強める懸念があること</p> <p>ー更に、ソフトバンクグループの主要企業であるヤフー殿は、ポータルサイトや検索サービス等で極めて有力な地位を占めており、上位レイヤーからもたらされる影響力をADSL市場等の下位レイヤーに及ぼし、双方のレイヤーでの地位を更に強化する懸念があること</p>
<p>Ⅲ インター ネット接 続領域</p>	<p>70</p>	<p>第6章 ISP市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節. 競争状況の評価</p> <p>(3) 今後の注視事項</p> <p>【総務省案】</p> <p>メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、インターネット接続サービスは回線サービスとセットで提供されるサービスであり、近年特に、「OO with フレッツ」等に見られるように、他事業者によるNTT東西のFTTHを用いたサービス提供が増加していることから、FTTH市場との相互関係についても注視していくことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社のフレッツ光はお客様が自由にISPを選択し、ISP事業者と直接契約するものであり、当社からISP事業者に対してフレッツ光を提供してはおりません。 ・「OO with フレッツ」サービスは、ISP事業者がフレッツ光と接続するインターネット接続サービスをお客様利便性向上の観点から受付を一元化したサービスですが、NTT東西以外のFTTH事業者も、当社と同様の形態、あるいはインターネット接続サービスを自社サービスに含めてお客様に提供しており、例示されているようなISP市場との連携は、当社の「フレッツ光」に限ったものではなく、他のFTTH事業者も同様です。 ・したがって、「近年特に、「OO with フレッツ」等に見られるように、他事業者によるNTT東西のFTTHを用いたサービス提供が増加していることから、」という記述は、削除していただきたいと考えます。

<p>IV 法人向け ネットワ ークサー ビス領域</p>	<p>4</p>	<p>第2章 WANサービス市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>【総務省案】</p> <p>2. 複数の事業者による市場支配力</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、NTTグループの複数の事業者が、協調的寡占体制の下で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① WANサービスにおける上位3社シェア（NTT東西、NTTコミュニケーションズ及びKDDI）は11年3月末時点で77.1%、HHIが2,308と寡占的な状態にある。</p> <p>② 上位2社はともにNTT系の事業者であり、資本関係の結びつきが認められ、さらにその他のNTTグループの事業者も含めると7割近くのシェアを占めており、グループとしての総合的な事業能力が発揮される可能性がある。</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1) WANサービス市場においては、法人ユーザーが自社ネットワークの構築のため、セキュリティやコストを勘案した上でサービスを自由に選択できる状況にある一方、サービスの性質上、一度特定の事業者と加入契約をしてしまうと、スイッチングコストがかかるため、事業者を変更するインセンティブが働かず、ユーザーが固定化してしまう可能性がある点に注意が必要である。このような中、WANサービス市場においては、NTTグループのシェアは高い水準を維持しており、NGNを活用したWANサービスの提供状況も含め、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について、引き続き注視する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社およびNTTコミュニケーションズ殿はともにNTT持株会社の100%子会社であることは事実ですが、当社とNTTコミュニケーションズ殿はそれぞれ独立した企業として、自らの経営判断のもとで事業展開しており、競争評価上、「NTTグループ」として一括りにすることは妥当性を欠くものと考えます。 ・また、近年、SaaS型サービス、クラウドコンピューティングが進展し、合わせてサービスの提供事業者は多様化しており、インターネットVPNを除いたWANサービスのシェアの状況を以って支配力の存在を評価することは正確性を欠くおそれが大きいと考えます。
---	----------	---

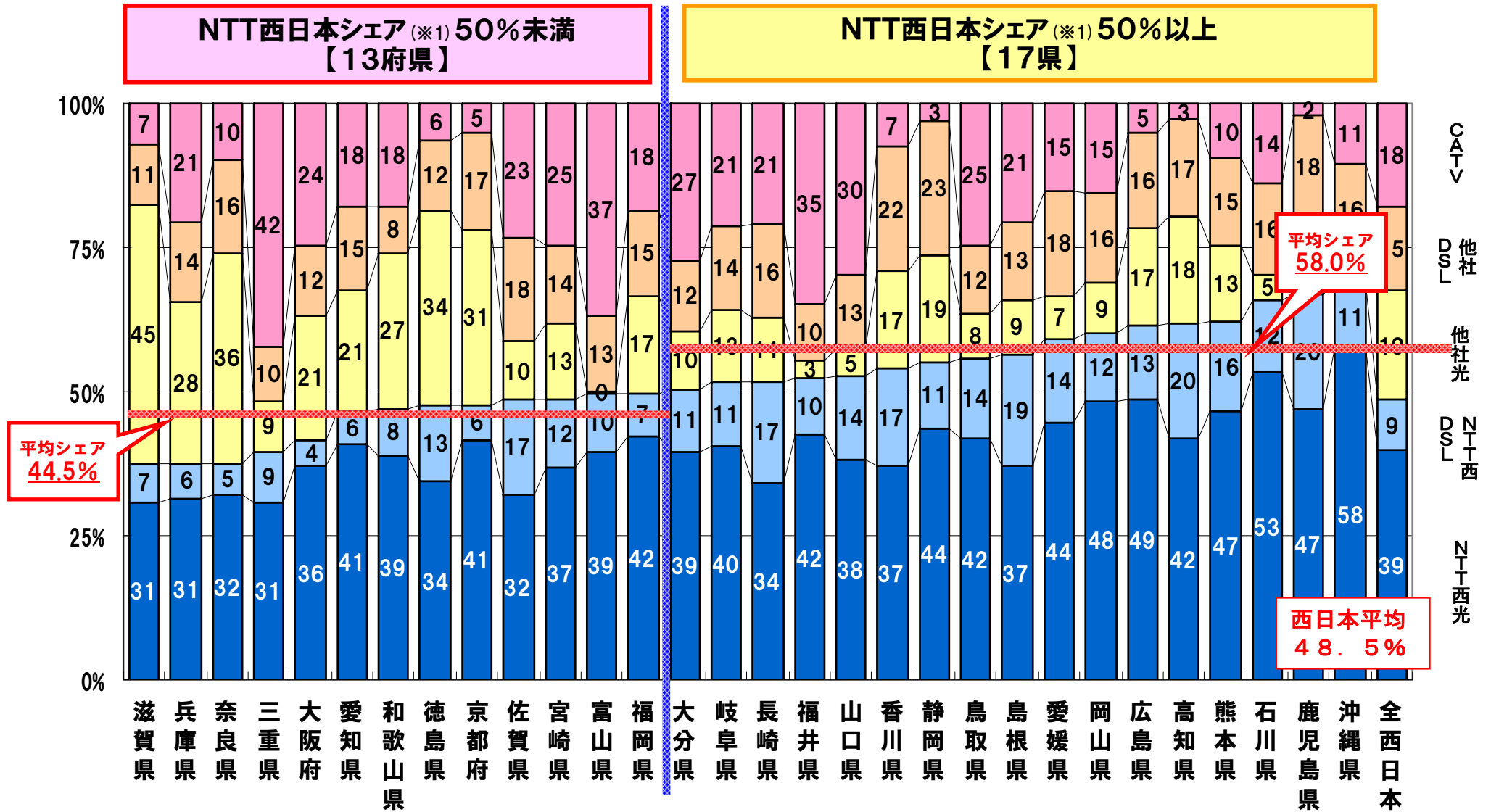
<p>今後の定 点的評価 の在り方</p>	<p>5</p>	<p>第2章 今後の定点的評価の在り方 1. 今後の定点的評価の対象（小売市場）</p> <p>【総務省案】</p> <p>（4）ただし、小売市場の競争状況を分析及び評価するに当たっては、対象となる小売市場に影響を及ぼす可能性のある事業者間取引の状況について、分析及び評価の勘案要素として取り扱うことは有益であることから、可能な限り事業者間取引の状況についても把握することとする（特に、2. のF T T H市場）。</p> <p>【意見】</p> <p>事業者間取引状況の把握対象として、特にF T T H市場に言及されておりますが、各事業者が当社設備に依存することなく、自ら光ファイバやI P網を構築してサービスを展開しており、他の市場に比べて事業者間取引が小売市場に与える影響は相対的に低いことから、敢えて当該市場に着目する必要性は乏しいと考えます。</p>
<p>今後の定 点的評価 の在り方</p>	<p>6</p>	<p>第2章 今後の定点的評価の在り方 2. F T T H市場における分析及び評価の在り方</p> <p>【総務省案】</p> <p>（1）上述のとおり、F T T H市場に対する関心の高まりやN G Nを利用したサービスの動向、政策的な重要性を踏まえ、同市場の分析及び評価を行うに当たっては、契約者数シェア、市場集中度、通信量、料金水準の推移等の量的基準を中心とした従来の指標に加え、幅広い要素を総合的に勘案して行うことが必要である。</p> <p>（2）具体的には、例えば、都道府県別の分析、設備競争状況、N T T東西加入電話から光 I P 電話の移行状況、N T T東西の活用業務やN G N機能（品質保証等）によるサービス提供状況、料金体系（割引、解約違約金等）、I S P等との隣接市場との関係、事業者間取引の状況等が考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「光の道」構想を推進していくためには、F T T H市場に限らず、C A T V、D S L、無線ブロードバンド等を含めた超高速ブロードバンドサービスとしての市場全体を大括りに捉えた評価が必要になると考えます。 ・その上で、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、I S P等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行う必要があります。

		<ul style="list-style-type: none"> ・また、従来から主張しているように市場の実態把握にあたっては、定量的な側面のみならず、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めた多角的な評価が必要であると考えます。
今後の定 点的評価 の在り方	7	<p>第2章 今後の定点的評価の在り方 3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信）</p> <p>【総務省案】</p> <p>(5) なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は別々の市場として画定することとするが、今後のLTEの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等を見つつ、将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス市場の画定については、事業者の視点でなく、利用者の視点から実態に即して行うことが必要と考えます。 ・スマートフォンなど高機能端末の登場以降、ユーザはより利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークについては、利用シーンに応じて外出先では3GやWiMAX、自宅では固定ブロードバンドと連携したWi-Fi通信など、通信手段にとらわれない使い方が既に広がってきていることから、固定系および3Gを含めた移動系を大括りに捉えた市場画定が必要と考えます。 ・また、ブロードバンド市場が融合していく中で、利用可能なブロードバンドサービスが端末やOSにより限定される場合がある（例えば、iPhoneの利用はソフトバンクモバイルユーザに限られる等）との現状を踏まえると、今後の市場画定の在り方の検討にあたっては、端末レイヤや上位レイヤの競争状況、市場支配力が、ネットワークレイヤにおける競争状況に及ぼす影響について十分な検討が必要であると考えます。

<p>今後の定 点的評価 の在り方</p>	<p>9</p>	<p>第3章 戦略的評価の在り方 2. セーフガードとの連携強化</p> <p>【総務省案】</p> <p>(3) このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p>なお、具体的な実施方法等については、現在、情報通信審議会において、今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方について検討が行われている。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「光の道」構想を推進していくためには、通信手段にとらわれない大括りでの市場評価、そして多様なプレイヤーの利活用促進に向けた役割など、多角的な評価が必要であると考えます。 ・しかしながら、これまでの競争セーフガードでは、根拠に乏しい意見をもとにした検証がなされる場合もあり、一面的な分析に偏ることが懸念されるケースがあったことも否めません。 <p>このような検証は、事業者としての本来正当な事業活動を萎縮させ、お客様ニーズに対応した事業展開を阻害することにつながりかねません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、競争セーフガードとの連携にあたっては、既存の規制によりお客様利便が阻害されていないかの検証等、総合的な視点からのICT利活用の促進に資する政策立案につながるものとする必要があると考えます。
-------------------------------	----------	--

【別添1】固定ブロードバンドサービス市場(FTTH、CATV、DSL)のシェア

・30府県中13府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。



(※1) 当社シェアは、(NTT西日本光契約数+DSL契約数) ÷ (西日本エリアの光契約数+CATV契約数+DSL契約数) × 100で算出(各シェアの%小数点以下は四捨五入)

(出典: 総務省公表値及び当社調べ H23.3末時点)